

Title	徐承元君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2000
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.73, No.7 (2000. 7) ,p.116- 126
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20000728-0116

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

徐承元君学位請求論文審査報告

徐承元君が提出した学位請求論文「対中政府資金供与における政策過程、一九七八年～一九九七年」『日本型経済手法』の研究」は、一九七〇年代から二〇年間にわたる日本の対中国円借款を分析することにより、日本外交における経済援助の基本的な構造およびその特徴を明らかにし、また政策過程の実態の解明を試みたものである。

論文の構成は次のとおりである。

序 章 日本の経済的手段による対外政策運営

〈第一部 日本型経済手法の政策過程〉

第一章 日本型経済手法とは…分析枠組み、その一

第二章 日本型経済手法の政策過程…分析枠組み、その二

〈第二部 対中政府資金供与における政策過程、一九七八年

～一九九七年〉

第三章 中国の改革・開放路線と経済手法の始動…大平・

鈴木内閣における政府借款供与の政策過程

第四章 相互依存の政治と経済手法の拡大・強化…中曾

根・竹下内閣における政府借款供与の政策過程

第五章 天安門事件後と抑制的経済手法…宇野、海部内閣

における第三次政府借款凍結及び凍結解除の政策

過程

第六章 中国の核実験と抑制的経済手法…村山、橋本内閣

における無償資金援助凍結及び凍結解除の政策過

程

終 章

まず、序章において、徐君は、戦後日本の対外政策における特徴は、その大半が非軍事的手段、すなわち経済的手段によって運営されてきたこと、またその運営のスタイルが、制裁的・抑制的手法よりも促進的手法の方が多用されてきたことを分析する。ところが、冷戦終焉後、これまでとは異なる傾向として、人権・民主化あるいは核政策などの分野において、相手国の行動に対して経済的手段を用いて修正、または抑制しようとの姿勢が見られはじめ、さらに、国内においても非軍事的手段中心の政策運営方式そのものに對して懐疑的な見方が増えつつあると見る。

しかしながら、このようなODAの政策パフォーマンスの問題を正面から取り扱った研究は、先行研究として、ほとんど見当たらない現状がある。それゆえ、本論文の目的は対中政府資金供与を事例として取り上げて、日本政府が

個々の国家との友好関係の確立・維持や具体的対立の処理において、どのようにして経済的手段を利用し運営してきたかを明らかにすることにある。具体的な問題設定としては、一つには、経済的手段による対外政策運営の問題を体系的に説明できるような分析枠組みの構築であり、もう一つは、対中政府資金供与の問題を政治学的に分析することである。

第一部において、日本政府の政策資源である政府資金と、それを用いた政策運営方式、すなわち経済手法に着目し、対外援助理論、対外政策分析論、政策決定論、ステーツクラフト論、経済制裁理論、社会交換理論等を参考にしながら新しい分析枠組みの構築を試みている。第二部では七〇年代末から九〇年代半ばまでの対中政府資金供与を事例に、それぞれの内閣における政策過程を分析する。これらは個別の事例研究というよりは、統一した一つの大きな歴史変化の中での事例の位置づけということである。

〈第一部 日本型経済手法の政策過程〉

第一章 日本型経済手法とは…分析枠組み、その一

第一章では、従来からいわれてきた、「日本外交のダイナミズムの欠落論」をまず問題提起する。つまり、経済的

パワーと政治的リーダーシップ不在との間の甚だしいギャップを、対外政策システムにおける機能不全、あるいはパワー行使に関する判断能力の不足や政策の転換能力の欠如に求める見解に対してである。しかし、本論では、それは一定の継続的な仕組みから生み出される「政策」として捉え、影響力分析を試みている。

ここでの影響力手法とは、「アクターAが様々な影響力の源を用いて、ある目標を達成すべく、特定の計画の立案あるいはその計画の実行のために考案した手段や手続きのこと」を意味し、影響力として、外交手法、経済手法、そして軍事手法とに分ける。さらに、それぞれの影響手法には、そのアプローチの仕方によって、抑制的なもの（ムチ）と促進的なもの（アメ）に区別する。

「抑制的経済手法」とは、相手国の不当な行為、あるいは好ましくない行為に対して、経済的手段を強制的に行わせるか、あるいは行使すると脅かして、それを中止（stop）あるいは変更（change）させようとする計画や手続きのことである（ムチに当たる）。例えば経済制裁（economic sanctions）、禁輸（embargo）、不買同盟（boycott）、行動の制限（restraint）、そして特定行動の阻止（obstruction）などがある。次に、「促進的経済手

法」とは、相手国の適切な行為、あるいは好ましい行動に對して、経済的手段を報酬的に行使するか、あるいは行使するとの約束を通じて、それを奨励 (facilitate) あるいは誘導 (induce) しようとする計画や手続きのことである (アメに当たる)。例えば、最恵国待遇 (MFN) 供与、援助 (aid) や借款 (loan) 供与、そして市場へのアクセス (access) 提供などがある。

以上の諸概念を用いて、政府資金運用を中心とした日本型経済手法の一般的正確としては、次の三点が指摘されている。第一は、二国間関係の基盤としての役割である。例えば、経済協力は、相手国との関係を確立し強化するための効果的な手段であるが、最近ではその関係に修正、あるいは中止することで、相手国に対してある種の政策目標を達成するための政策手段としての機能が期待されるようになった。第二は、抑制的経済措置よりも促進的経済措置が多用されてきたことにある。こうした傾向は、ある種の現実主義が主張する、資本・技術の投入と経済発展、経済発展と社会的安定などの関係についての否定的な見方とは対照的なものである。第三は、限られた政策資源に多くの政策目標を抱き合わせていることである。政府資金供与は、経済改革の支援といった本来の目標以外にも、友好関

係の強化や穩健な対外政策の促進など、数え切れないほどの政策目標を達成するための手段として使われている。

第二章 日本型経済手法の政策過程・分析枠組み、その二

第二章では、日本型経済手法を生み出す仕組みを明らかにするために、被説明変数である政策運営方式と、独立変数としての政策過程への分析を行う。前者は、相手国との関係を方向づけたり、または相手国の行動を抑制・奨励しようとする場合におけるアプローチのあり方である。後者は、政策形成の過程およびその決定過程をも包括する概念として用いられている。その分析に当たっては、次の三つの要素に注目している。

第一は、経済手法についての政策決定者のパースペクティブである。一九九〇年代初頭まで、日本の経済手法に価値問題などを含む「政治的条件」(political conditionality) が付けられることはほとんどなかった。歴代政権が強調し続けたのは、経済成長と「安定」との関係であり、開発途上国 (特にアジア諸国) との関係は、概して日本経済との相関関係という文脈の中で語られることが多かった。日本の政策決定者たちは、自らが行った恩恵が将来何らかの形で報われるであろうという期待の下で相手国

に報酬を与えるという、経済協力をより幅広い国家間関係に附属するものとして捉えてきた。

第二は、経済手法をめぐる政策決定者間の関係である。

対外政策運営の主導権をめぐる、与党と官僚機構は権力の綱引きゲームを行ってきた。それは大別して二つの要因からなり、一つは、対外政策の運営において官僚機構が政治的決定を下し続けてきたことである。官僚機構は、政府資金運用の問題を技術的課題に局限することで、政治の介入を排除しようとする。新しいプログラムの開発や代替的チャンネルの利用などがその例である。もう一つは、政策運営における自民党議員の介入が拡大してきたことである。こうした傾向は、従来のような官僚機構との間で行われる協議のパターンに影響を与えた。これまで、協議に参加するメンバーは党三役および実力者に限られ、協議の時期においても政府案が作成された後が多く、大型資金供与や外交的懸案などといったイッシューが中心であった。つまり、協議と言うよりは、官僚機構の決定に対する政党の追認という意味合いが強かったのである。

第三は、このような経済手法はどのように転換してきたかという問題である。対外政策運営をめぐる国内のコンセンサスは、政策というアウトプットを生じさせる原因とい

うよりは、アウトター間の調整過程を経て生み出された結果である場合が多い。日本の場合、合意形成にかかるコストの大きさは、促進的手法の中心の経済手法に抑制的要素を取り入れることを非常に困難にしてきた。なぜなら、コンセンサスが政治的色彩を極力排除した「経済的結びつき」に限定されたこと、そして政治性を前面に打ち出すには、多大な政治的コストを払うか、または外部環境の大きな変化を待たなければならぬからである。

経済手法における転換は、概ね二つの段階からなる。第一の段階は、政府内過程である。官僚機構は対外的な動きに対して既存の枠の中で諸問題に対処しようとし、しばらくは変化に対して非妥協的な態度で一貫する。トラブルが発生した際には、自らの権限の範囲内でできるだけ柔軟な対応を試みるか、運用で処理しようとする。第二の段階は、既存の運営方式が他国との間で不均衡や不調和を引き起こすと、これまでの考え方に何らかの変化を求める新たな勢力が台頭する。この勢力は、海外の変動や危機に対する政府の対応ぶりに批判的姿勢をとるか、これまでの対外政策路線の軌道修正を図ろうとする。国家的危機状況は、こうした試みがより多くなる。

〈第二部 対中政府資金供与における政策過程、一九七八年～一九九七年〉

第三章 中国の改革・開放路線と経済手法の始動・大平・鈴木内閣における政府借款供与の政策過程

第三章では、七〇年代末の大平、鈴木内閣による政府資金供与の開始をめぐる政策過程が取り上げられる。経済的交換がどのように「国家間交換」に結び付けられたか、「対中近代化支援へのコミットメント」を引き出した要因は何だったかという問題提起の下で、長期貿易取り決めおよびプラント契約保留問題から派生した対中金融問題、大平内閣による対中政府借款供与の開始過程、そして鈴木内閣によるプラント・キャンセル事件への対処過程を分析する。

七八年秋における対中輸銀融資決定は、経済的相互補完性という考え方に動機づけられながら対中接近を試みる日本経済界と通産省の思惑があった。だが、それは欧米諸国からの抵抗を回避するために政策運営で解決を図ろうとした結果にすぎないものであった。一方、大平内閣および鈴木内閣のコミットメントは、時間的には長期で、また見返り条件を求めないことを内容とするものであり、促進的経済手法の典型例として位置づけることができる。

政策上の課題は、コミットメントの方法、すなわち対中借款に対する欧米諸国、ソ連、そして ASEAN 諸国の懸念と牽制の動きをいかに払拭させるかであった。大平内閣は、対中経済協力三原則および対中支援への国際協調を唱えることでそれを乗り越えようとした。こうした政策案は、対中政策運営において国際社会の動きを重視するという首相自らの政策観および外務当局の政策的配慮を反映するものであった。だが、政界の動きや省庁間調整過程でも見られたように、国内におけるコンセンサスの形成においても決して少なからぬコストがかかることも判った。

第四章 相互依存の政治と経済手法の拡大・強化・中曽根・竹下内閣における政府借款供与の政策過程

第四章では、第二および第三ラウンドと称される中曽根、竹下両内閣による対中資金供与の大幅な拡大をめぐる政策過程である。なぜ中曽根内閣は歴代首相として初めて対中「長期的コミット」を行い、またそれを継ぐ竹下内閣もかつてないほどの「融和的な対中アプローチ」を採用したかが問題としてあがってくる。両内閣による対中政策運営は、周辺諸国からの牽制の不在、日中間の資金供与・受取関係の制度化、そして国内におけるスムーズな決定過程という、

問題が顕在化しない政策過程があつたがゆえ、研究対象になることはほとんどなかつた。しかしながら、この事例は日本の経済力がどのような方向に特化され、また日本型経済手法がいかに形作られてきたかという疑問に対する答を提供してくれる。

まず、中曽根内閣に与えられた政策課題は、大平内閣によつて開始された経済協力をどのような方向へ持つていくかであつた。そこで内閣が下した選択は、「経済的相互依存」の戦略的な利用、すなわち経済分野における交流の拡大・強化によつて両国間関係を崩せないような状態を作り上げ、日中関係の長期的安定性を確保するというものであつた。中曽根首相は、政界における対中接近の動きを背景に、外務省との政策連携を確立することによつて、総額拡大という冒険に踏み切つた。それはまた、レーガン米政権の対中関係拡大策を側面から支援する効果も期待されていた。よつて、経済手法は外交手法に従属され、援助に特化した外交が一層加速化する結果となつた。

次に、竹下内閣が直面した政策課題は、日中間における不均衡な相互依存と、それに伴うシンボリックな摩擦の増大に対処することであつた。八七年度における日中間の「戦後賠償放棄―経済協力」論争は、援助関係にまつわる

「報酬―義務」に関する両側の認識の相違を反映するものであつた。中国側は報酬を受けている状況の中で歴史問題を手段に対日バランスを取り戻そうとし、日本側は対中経済協力で払ってきた自らの努力が正当に評価されていないことに苛立ちを覚えた。そこで、政權基盤が安定していた竹下内閣は、資金供与のみならず投資保護協定やその他の経済協力にも積極的に取り組んだ。ここで注目し値するのは、経済手法によつて期待しうる政治的目標がより明確な形で表れたことである。つまり、相手国の内政問題などについて積極的な発言はナシヨナリズムや過去の問題が制約となるので、好ましい動きを支援する形での経済協力を遂行した方が良いと判断したのである。

第五章 天安門事件後と抑制的経済手法…宇野、海部内閣における第三次政府借款凍結及び凍結解除の政策過程

八九年六月の天安門事件後における政府資金供与凍結およびその解除過程が、第五章における分析対象である。天安門事件の勃発によつて日本政府は、「対中経済制裁」の直接的な、かつ非常に重要な当事者となつた。欧米諸国の対中制裁への動きを受け、宇野内閣はそれをどのように受け止め、如何なる対応策を講じたか。また、それを継ぐ海

部内閣は、政府与党内からの凍結解除への要求とアメリカ政府の対日牽制の中で、どのように凍結解除に踏み切ったかが、この章での焦点となる。

事件直後に慎重な姿勢を見せていた宇野内閣は、六月のアルシユ・サミット直前に欧米諸国の対中制裁への共同歩調に踏み切った。日本政府の諸措置は、新規政府借款の凍結、新規輸銀融資の凍結、中長期貿易保険の引き受け停止等、ブッシュ米政権のそれらに比べてより厳しい内容のものであった。このような重大な決定が比較的スムーズに行われたのは、宇野政権が不安定性であったことや時間的制約の下で外務省が決定の主導権を握ったこと、また中国と欧米諸国とを共に配慮するという柔軟な政策運営が可能であったことによる。当時打ち出された「抑制された対応」とは、中国の孤立回避および対欧米協調路線を包括する政策案であった。

翌年、対中制裁解除のタイミングと関連して海部内閣は政府与党からの独自の凍結解除への要求と共同行動を求めアメリカ政府の牽制の中で揺れ動いた。国内諸勢力の対中接近への動きが制御できなくなる中、海部内閣が採った選択はブッシュ政権の了解を得る形で制裁解除を断行することであった。対中政策運営における「独自性」を保持し

ようとする試みであった。

以上から、次の三点が要約できる。第一には七〇年代末以来の対中近代化支援という政策前提が存在していたこと、第二に、そもそも日本政府に対中制裁へ意志はなく、資金協力によって相手の認識や行動を抑制するための仕組みも整っていなかったこと、第三に、今回の事件によって、外部的な動因によるものであったとはいえ、経済手法に抑制的要素が導入されたこと。

第六章 中国の核実験と抑制的経済手法…村山、橋本内閣における無償資金援助凍結及び凍結解除の政策過程

第六章は、九五年夏、中国の核実験に対して日本政府は、無償援助凍結を柱とするいくつかの強硬的な措置を相次いで採用した。天安門事件後の対中抑制的対応が対欧米協調路線を重視したものであったのに対し、今回の措置は日本政府単独で、それも中国の国家主権に属する問題についての異議申立てであったという点で、従来の政策運営とは一線を画する。村山内閣による無償資金援助凍結、および橋本内閣によるその拡大・解除は、中国の行為が日本の意思に反する場合、それは中国にとっても不利益をもたらすことを示すことで、その行為に修正を加えようとした

「抑制的経済手法」であったのである。

まず、無償資金援助の一部圧縮および凍結という村山内閣の選択は、抗議の意思を伝えるためのコミュニケーション手段ではあったが、一方で国内からの対中反発を和らげるための「象徴的行為」でもあった。約七〇億円をめぐる熾烈な攻防が繰り広げられたのは、過去の記憶が鮮明に蘇った戦後五〇周年、と同時に原爆投下五〇周年という節目と絡んでいた。橋本内閣に入ってから、抑制的措置はさらに拡大された。台湾海峡でミサイル演習が行われ、また日本政府の度重なる核実験中止要請が受け入れられなかったからである。その結果、無償資金援助凍結は一年以上も続き、第四次円借款の事務レベル協議も約二年間に渡って再開されることはなかった。

両内閣による政策過程においては、次の二点が注目に値する。第一に、抑制的経済手法の採用は国内政治と密接な関連性を持つようになったことである。政策をめぐる、やや柔軟な姿勢を見せる内閣と一層強硬な措置を求める連立与党が対比される。強硬論は「互酬性の原則」、すなわちこれまでの対中近代化支援のことを鑑みると、中国側はそのお返しとして自制すべきだとの認識に基づいていた。それは、既存の政策運営方式に変更をもたらそうとする新

しい政治勢力（その大半は若手議員）の登場と、その政策決定への介入の増大によってさらに継続・拡大された。第二に、抑制的手法は国内において競合する政治的対立が存在する場合、その緊張を和らげるための都合のよい選択肢になりうるということである。連立政権という流動的な政治状況の下、両内閣は抑制的措置がもたらすであろう中国との摩擦よりは、国内におけるコンセンサスの瓦解による政治的コストの方を重視した。

終章

終章においては、分析の結果として次の三点が要約されている。第一に、対中経済手法のあり方においては、初期の無条件的な報酬供与から、経済的条件付きの報酬供与、政治的条件付きの制裁と報酬供与、そして政治的条件付きの強制へと、徐々に変貌していく様相が見て取れる。中国の改革・開放路線という好ましい行為を促進すること、穏健化した国内および対外政策路線を継続させること、孤立回避のために柔軟な姿勢を促すこと、核実験という好ましくない動きに修正を加えることが、主な政策目標であった。第二に、政策決定者のパースペクティブと政策決定者との関係に着目した分析枠組みは、対中経済手法のあり方お

よびその変化を説明するのに有効であった。日本型経済手法に照らしてみると、二国関係を優先する傾向は持続され、政策手段には理念や価値観といった抽象的な目標が付け加えられた。最も大きな変化は、かつてのような促進的経済手法がこれ以上その優位性を保てなくなったことである。抑制的経済手法が積極的に採用されるようになった背景には、政界における新しい考え方の台頭があった。

第三に、対中経済手法は、融和政策というそもその政策前提に照らし、概ね成功といえるものであった。七〇年代末以降の促進的経済手法の採用は、中国の経済建設や国造りに寄与し、かつ全世界的な規模で単一化しつつある世界経済システムへの参入に貢献した。促進的手法は、政治的リスクを最小限に止めながら、漸進的な変化が期待できる点で効果的であった。抑制的手法については、供与・受益関係が確たるものとなる程度に成熟するのを待つことが重要であった。

論文の評価

徐君の論文の評価すべき特徴としては、まず構成がしっかりしていることであり、理論的枠組みの明確さと詳細に行った事例研究の実証部分が見事に結びついていることに

ある。内容的には、これほど詳細にかつ包括的に日本の対中 ODA 政策を取り上げた研究はほとんどなかったという点で、従来にない新しい研究として十分にその学問的貢献を評価することができる。

これまでの対中国 ODA 政策過程についての研究は、どちらかといえば、歴史的問題にこだわる日中関係の視点から、徐々に日本が対中自主性を展開し始める過程として描くものが多かったが、徐君の場合は、日本の政策手法の継続性やそこに隠された外交の独自性を強調する点が新しいといえる。また、促進的手法から制裁的・抑制的への変化は天安門事件や核実験反対の過程の中で読み取ることができ

る。本論文の強みは、日本国内の政策決定過程に注目しそれが十分説得的な形でなされ、通常の外交史研究の枠を大きく出ている点にある。そのことは、影響力研究やステートクラフト論などの理論的裏づけとともに、評価すべき点である。さらに、本論文が対象とする一九七八年は中国の近代化が開始された年であり、日本の対中政府資金協力 (ODA) が中国の近代化の重要な一部を構成していたことが浮かび上がってくる。経済最優先路線をとり始めた中国の側からみても、日本の対中経済協力の姿勢が見事に合致し

ていたことが再認識できる。

そのことは、この二〇年の日中関係が、圧倒的に経済関係を基礎としていたことを改めて実感させ、特に、今日、中国に対するODAについてさまざまな異論が噴出してきているだけに、この研究が示唆するものは重要である。つまり、対中ODA政策の変更は、これまでの日中関係のパラダイム転換をもたらす可能性すらあるといえるのである。

ただし、ODA政策を語るべきの問題は、対中国政策だけで、日本の対外支援の全体像、政府開発援助一般を語るのかという問題がある。いわば中国例外論であるが、もっとも規模が大きく、かつ、影響も大きい中国を知ること、日本政府の一般的な方向性を読み取ることができるだろう。また、経済手段に直接的な結果を求める立場からすれば、つまり、その効果を短期で計る方法を当てはめて、日本外交はダイナミズムを欠く、国内ナショナリズムからは歯がゆいという見方は当然存在する。このような意見に対して、いかに説得的な議論が展開できるのか、という点が問題になるが、徐君はあくまでも実証的な事例を丹念に積み重ねることで、その答えを提起している。それだけに、この研究が示唆することの意味は大きいといえるのである。また、経済手段の効果とその限界、すなわち「コンディシ

ヨナリテイ論」として扱われる問題に対しても、一つの考え方を示している。

ここで提起された問題は、さらに次の疑問を生むことになる。つまり、中国内部の政策過程の研究である。本論文では、中国財政に占める日本の円借款の割合とその影響力、また、民間投資との関連などは一通り触れられているが、その本格的な効果をいかにして測定するかという問題は課題として残る。また、日本からの円借款を受け入れる中国内部の政策決定過程の分析、さらには、中国において政策決定者のレベルと世論において、どのようにこの円借款が認知されているのか、そして、それを政策決定者や世論はどのように評価しているのかという問題がある。それは、むしろ中国研究者に対して向けられるべき疑問かもしれないが、徐君は、韓国語、日本語はいうまでもなく、英語、中国語も研究を行うのに十分なレベルにあることから、将来は、このような中国内部の研究にも、共同研究をも念頭において手を伸ばすことは、いささか「望蜀」の感はあるが、さらにこの分野の研究を発展させるための今後の課題ということができる。

以上述べてきたように、審査員一同は一致して、徐君の研究が従来への対中国ODA研究を事例として、従来の日本

の対外経済政策研究を大きく発展させたものとして、学界に対して寄与すること大であると評価し、同君に慶應義塾大学博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。

二〇〇〇年三月四日

主査	慶應義塾大学院政策・メディア ア研究科教授法学研究科委員	曾根 泰教
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員	国分 良成
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 (Ph. D)	添谷 芳秀

肥塚肇雄君学位請求論文審査報告

一 はじめに

肥塚肇雄君が提出した学位請求論文『無保険車傷害保険と保険者の免責—人的免責条項の法的性質に関する一考察』は、二〇〇〇字づめ原稿用紙約一五〇〇枚にも及ぶ大作であり、従来まったく論じられることのなかった「無保険車傷害保険」と「人的免責条項」との関係（とりわけ人的免責条項の法的性質）について、アメリカ法との比較法的検討を通して、それぞれの法的性質論を探索しつつ考察を加えたものであり、未開拓の分野に勇敢に挑戦した、きわめて意欲的な研究である。

任意対人賠償保険の被保険者が他の自動車によって被害を受けたとき、その加害車が無保険車である場合には十分な補償を受けられないおそれがある。無保険車傷害保険とは、このような結果は、任意対人賠償保険を十分に用意していた被保険者にとって、たまたま相手自動車が無保険で